

JICA/JOCV在外事務所の  
生活手当に対する見解



貴事務所見解調査表

事務所名	バングラデシュ	事務所	記入年月日	平成8年 9月 30日
------	---------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

バングラデシュでは途上国の例外にもれず、貧富の差は著しい。任地（首都か農村か）によって物価の差、個人差はあるものの、隊員は配属される戦場の公務員のレベルとほぼ同等の海外手当を支給され、彼等と同様の生活を送っている。現在の手当は、任国のカウンターパートと同様の食生活・生活習慣・行動範囲・業務内容であることを前提とすれば適当であるかもしれない。

ところが、隊員は業務を円滑に進めるため（小額の）物品を自己負担により都合しているのも事実である。生活費がこれ以上低く抑えられると、支援経費の申請が増加し、当事務所の業務が増加することも予想される。また、隊員は赴任当初より、日本とはかけ離れた現地の生活習慣に慣れるよう努力はするものの、毎日刺激の強い香辛料のきいた現地食ばかりを食べ、トイレでは紙の代わりに水での洗浄をしている隊員は稀である。ある程度は現地に合わせる必要もあるが、20数年培ってきた習慣を全てバングラデシュ流に変えることは容易ではないと想像できる。

生活費を低く抑え、現地民衆の心情理解に努めるべきではあるが、実際一部の隊員は日本の家族の援助や貯金の持ち出しにより、日本から書籍の送付等の情報収集を行なっている。任国の人々とかけ離れた華美な生活はもちろん奨励しないが、当国の平均的な隊員の生活費を賄い、心身の健康を確保するために、毎年の物価上昇率を考慮した増額を希望する。

## 事務所見解調査表

事務所名	カンボディア 事務所	記入年月日	平成8年9月20日
------	------------	-------	-----------

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### <貴事務所見解>

協力隊事業の基本理念と現地生活手当の支給額との整合性の問題は、事業の基本理念を理解した上で、事業の支援者たる日本国民と参加者たる隊員が、お互いに納得できる接点をどのあたりに求めるかという問いであろう。

理念を理念として厳守し、そこから外れるものは排除し、その結果として事業が縮小することになったとしてもなお理念を守ることに意味があるのなら、論理としては大変はっきりしていて、対応も簡単である。

しかしながら、現実には理念が唱っている通りの厳しさの質を、必ずしも、すべての隊員が生活の中で具体化できるわけではなく、事業の支援者たる日本国民も、それを隊員の生活に期待しているわけではあるまい。その意味で「現地生活費決定に係わる基本的考え方」の中で「協力隊員としての必要経費」として①協力活動遂行上、社会的に指導者としての立場を堅持するに必要な経費など6項目に配慮が示されているのは、充分理由があり納得できる。

今後、もっともっと多様化するであろう参加者の価値観（これは事業の支持者たる日本国民の価値観の多様化でもある）に対し、理念との整合性に配慮しつつ検討を繰り返す必要がある。その場合、検討しているのは「現地生活費」であるという充分な認識は堅持すべきであろう。そして、その一方で、客観的に見て妥当性がある支出に対し、隊員自身が自腹を切らなくてよい制度的な配慮を同時に検討すべきである。

具体的事例としては、住宅入居時などに発生する隊員として普通の生活をするのに要すると判断される耐久消費品目などの隊員支援経費による支出を容認したり、特に当国のように安全対策上、陸路で自由に国内を移動できない国などの場合、年間1回程度の国内往復航空券の支給を福利厚生費などの範囲で容認するなどは、検討されるべき事例であると考えます。

最後にシニア隊員について言及したい。一般隊員とシニア隊員が違うというのは、あくまで事業を実施する側の見解である。その要請された業務内容その他、確かに一般隊員よりは厚遇された立場であるべきことに異論はないが、任国側からは同じ隊員として受け止められる。同じ理念に基づき同じ事業に参加している両者の待遇が常軌を逸したほどに異なることの根拠と整合性をどこに求めるのか、検討されるべき課題であろう。

以上

食生活所見解調査表

事務所名	中国	事務所	記入年月日	平成8年9月30日
------	----	-----	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との適合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

(1) まず、協力隊基本理念に沿った『標準的隊員生活』像とはどのようなものなのか、具体的かつ明確に提示する必要がある。

- ① 任地における平均的な生活とはどのようなものなのか？
- ② 心身の保養・自己研鑽・任国理解のために行う任国内旅行のモデルは？  
(頻度・期間など)

③ 同僚・友人など現地の人とのモデル的交際とは？

④ 余暇利用の方法や内容は？ (スポーツ・娯楽・教養等)  
等について検討の上、標準を示してもらいたい。

この辺りモロ標準を作って理解しとるんやろと思致  
少々悲しくもなす

(2) 各国の実情に基づいて、上記標準生活に必要な経費を算出することになるが、特に下記の項目の比率を明示する必要がある。

- ① 国内旅行に充当する経費をどの程度現地生活費に含めるか？
- ② 活動上の小口業務費 (通信連絡費、教材コピー等)

(3) 物価上昇など調査で判明する項目以外に、各国のもつ特殊事情、都市部/地方の地域間格差などをどのように生活費に反映させるのかも重要な課題である。

例えば、当国の場合、次のような事情がある。

- ① 広大な国土を持つ任国内では、通信連絡や移動 (旅行) に要する経費が大きくなる。
- ② 航空運賃、ホテル料金 (一部地域)、観光地の公共交通費、入園・入場料等に外国人料金が設定されている。
- ③ 社会通念として、友人との交際 (飲食のやり取り) やお土産の贈答などは一般的日常的であり、地方に行くほどその頻度は高い。

日常的に航空賃、ホテル宿泊の配当は  
はたしなす。  
川尻

(4) 実態を把握すべき調査項目に、現地生活費に占める隊員自己資金（親等からの援助金を含むが、JICAの支給する支度金や着後手当では含まない）の充当比率がある。  
ちなみに当事務所で非公式に隊員に聴取したところ、

A隊員：生活費はほぼ足りているが、国内旅行の費用の大部分を日本から持参し  
(7/3) たお金でまかかった。

B隊員：技術的な情報収集のために、以前勤めていた会社からたびたび資料を取  
(6/2) り寄せているが、連絡のための国際電話に自己資金を支出している。  
また、もとの勤め先には、FAXや国際郵便費などで多大な負担をかけている。

C隊員：ほぼ支給される現地生活費でまかっているが、日本の友人からの  
(6/3) 好意で書籍等を送ってもらい、授業に反映させている。

D隊員：北京での買い出しや旅行の時は、クレジットカードを利用している。  
(7/1)

E隊員：みだん学生食堂の利用や自炊で節約しているので、夏休みの国内旅費に  
(7/1) は生活費の蓄積分を当てた。

F隊員：国際電話は日本で自分の口座から引き落とせるよう手続きをしてきた。  
(8/1)

聴取の結果、以下の感想を得た。

およそ半数の隊員は、任地における月々の生活費用で海外手当をおおむね使い切り  
休暇を利用しての国内旅行、情報収集のための通信費には自己資金（日本からの持参  
クレジットカード等の利用）を投入している。

日本からの情報収集（技術情報が主）には、友人や実家等を頼りにしているケースが  
多い。

(5) 他国ボランティア機関等の手当等は、あくまでも参考にとどめるべきである。

業務公信 FAX を使うべき  
技術情報支援に活用可  
①

## 貴事務所見解調査表

事務所名	インドネシア事務所	記入年月日	平成8年9月26日
------	-----------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック 総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解> <sup>当国側の</sup> 隊員の生活費は、<sup>技術者の</sup> 11万円をベースとして、インドネシアの

協力隊の現地生活費を低く抑制しているのは、民衆指向のゆえであり、<sup>技術者の</sup> 任国の人々の哀愍を知り、彼らの身上を理解するためであるとの記述がありますが、<sup>技術者の</sup> はたして現地生活費を低く抑制することで解決するのでしょうか？

当国では、<sup>技術者の</sup> 隊員と同等の経験と技術を有する人々の生活レベルは中あるいは上級以上です。インドネシアの国柄として、生活レベルで社会的尊敬度を決定する場合があります、隊員の生活も上位レベルを維持する必要が生じ、生活費も高額にならざるを得ません。

特に都市部で活動する隊員は、普通のサラリーマンと同等の生活形態となり、また地方部では「外国から来た技術者」的な見方をされ、交際費等も割高になります。

インドネシアは広大な国土を有し、隊員も各地で活動しています。各地の隊員にとって、情報収集やストレス解消のための通信費及び交通費の出費は必須です。

現実の隊員生活と現行現地生活手当の支給額は、昨今の物価上昇率を考慮した場合、現地生活費が不足するがゆえに我慢しているケースもあり、精神的なストレスとなっています。

隊員の現地生活費はその任国の物価事情や国柄によって変動するべきであり、その額によって現地民衆とかけ離れた生活を送ることの原因にはならないと思われま

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	ラオス	事務所	記入年月日	平成8年9月26日
------	-----	-----	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

- ① 今回調査したボランティア団体中、DEDについてはボランティアの年齢を考慮して、UNVについてはその専門性及び外国籍という側面からJOCVよりかなり高額な手当(生活)を支給している。VSOについてはJOCVの従来からのポリシーである「民衆指向」を厳格に実施し生活手当を低くおさえているという印象である。
- ② 改定の方法等体は基本的にどの団体も同じで、特にインフレ率が重視されている。
- ③ 住居手当については＃250～＃300程度で、今後1～2年はこの程度で推移する事が予想される。

「あるべき隊員像」を金額の側面から規定していくのは非常に困難な作業であり、一概に言えな部分が多いため、結論としては現地での調査を行い決定していく現行システムを維持していくしかないと考え、尚現行の生活手当、住居手当については他団体と比較しても妥当と考えている。

以上



## 貴事務所見解調査表

事務所名	モルディヴ事務所	記入年月日	平成8年9月26日
------	----------	-------	-----------

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改訂に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック争論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### <貴事務所見解>

現在の生活手当は、日本人が海外で生活することを踏まえた上で低く押さえた額であって、「民衆志向」を視点にして低く押さえたとはいえないと思います。

民衆志向の対象となる民衆をどこに位置づけるかで大きく変わってしまいますが、小生が知る限りマーレでは月額\$200~300（残業・出張手当込み）程度もらっているようです。未婚者は給料の内、\$50~\$100程度を家に入れて、親は子供たちから入るこうした額で、食費や光熱費等をまかなうようです。

また、モルディヴ政府雇用の外人教師の場合、月額\$300（家賃等は別）とのことです。今年の3月までは\$200でしたが、人が集まらないための措置とのことです。

さて、隊員の場合部屋代等は一切負担していませんので、\$400がそのまま生活費となります。隊員が言う日本食が食べたい、娯楽がほしい、栄養がつけられない、などは日本での生活を考慮すれば大いに頷けることですが、日本ではない異国での日本人ボランティア活動にこうした考えを容認することがよいのか否か判断に難しいところがあります。

ところで、当国には体育系会員が多く、彼らの体力維持にどれだけの食費が適切なのか見当がつかえません。体育系隊員のほとんどは外食をしているために生活費の出費が多いのですが、それは活動時間帯が朝8~10時と夕方4~6時と夜8~10時、そして配属先の各協会の勤務時間7時半~2時半の間に打ち合わせを持つのですから、自炊をする時間の取りにくい点もあります。

結論として、小生は「民衆志向」を空洞化させないためにも、ワーキングホリディや途上国での生活体験の場として協力隊を考える人ではなく、国づくりに参画するボランティア、真にボランティア活動をしてほしい人に来てもらうためにも、細かな配慮の上で生活費の思い切った切り下げ通して意気込みを選抜することも必要ではないかと思えます。

小生がオーストラリアボランティアの調整員（モルディヴに駐在せず）と生活費について話したとき、彼らのJOCVよりはるかに低い額（約\$230、今年4月）に驚き、それで生活できるのかと尋ねたら、ボランティアだから当然と答えたのは印象的でした。

以上

事務所見解調査表

事務所名	モンゴル調整員事務所	記入年月日	平成8年 9月25日
------	------------	-------	------------

<調査内容>

協力隊の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

当国の隊員の現地生活費の推移を見て行くと、4年前の\$270ドルから\$290ドルへ\$20ドルが値上げされている。単純に現地公務員の平均給与と比べれば5倍の支給額であるので現状で十分であるとなってしまうが、現実にはそう簡単なものではない。実際に月\$50ドルの給与で副収入をもたないモンゴルの家庭であっても夫婦共稼ぎは常識であるし親族間の助け合い精神も強く金銭、食品等の援助を受けている場合が多い。これらを総合的に見るとモンゴルの1家庭に必要な月収は\$200ドル以上とされている。協力隊基本理念を踏まえ現地の人々とできるだけ近い生活を心がけていても、外国人料金が設定されていたり、生活スタイル自体が違っていることで係る費用もばかにならない。特にモンゴルに派遣中の隊員は現在のところすべて首都に集中しており、数年前の状態では考えられないほど市場に輸入製品がならべられると日本人としては価格が多少高くてもつい買ってしまう傾向にある。自国生産している肉、小麦粉、じゃがいも、玉葱は別としてあとはほとんどすべてが輸入に頼っているので価格も騰上りである。別添に参考資料としてザスギーン ガザリーン メデー（政府新聞）に掲載された統計局による物価上昇率表を添付する。当国の物価上昇は急に実施されることが多くたいいてい前日のニュース等で国民に知らされるので前もって計画することが難しく物価上昇を見込んだ現地生活手当の設定が必要と思われる。ただし、現実の隊員生活を見ても隊員の基本理念に反し、仕送り等で生活費を賄い、日本と同じ様な生活を送りたいと考えている隊員も少なくない。こういった現象は別として当国の隊員現地生活手当は現状の10%増が妥当ではないかと考える。

また、当国は他に例の少ない厳寒地であるため被服費等に係る費用を別途手当として考慮

していただきたい。現在は隊員現地業務費でダウンコートおよび室内のヒーター機が認められているが、帽子（毛皮が標準）、手袋（毛皮内張り）、マフラー、靴下、ブーツ（毛皮張り）、セーター、タイツ、スパッツ等の防寒用被服費が最低でも必要である。先に送付した隊員の現地生活関連調査表でそれぞれの隊員の被服費の割合が少ないのは、上記のものが比較的高価（特にブーツ等）であり購入しずらく、皆日本から持参したもので間に合わせようとしている。靴下、セーター等は重ねて使用すれば何とか冬に耐えられると思うが、消耗の激しいものもあり物資が増えつつある現在、現地調達が可能ならば現地で購入するにこしたことはない。南国の暖かい地域に派遣された場合はこれらに対する費用を考える必要はないと思うが、今後派遣国の拡大が行われるならばその土地に適した対応が必要ではないだろうか。

費事務所見解調査表

事務所名	ネパール	事務所	記入年月日	平成30年 9月 24日
------	------	-----	-------	--------------

<調査内容>

海外選手の現地生活費設定・改定に関し「東力球基本理念（選手ハンドブック総論1-1、1-2項）」と現実の選手生活、現行現地生活手当の支給額との適合性及び今後どのようにしていくべきか等について費事務所の見解を以下に記述願います。

<費事務所見解>

別添の通り

## 1. 協力隊基本理念及び現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性について

隊員ハンドブックにある協力隊基本理念から考える協力隊隊員のいわゆる「民衆指向」が当国におけるどの生活水準にあてはめるのかを決めることは非常に難しい。例えば、農業隊員が接する民衆が農民であるから、隊員の生活も農民と同じレベルにならなければいけないというのは当国のレベルからいって乱暴な考えである。また、当国の一般の民衆といわれるレベルも地域格差がますます大きくなっている現在、簡単に決定できることでもないといえる。しかし、敢えてその基準を決定するなら、現地における食費など最低必要とされる項目については、隊員の上司またはカウンターパートレベルが相応と考えられる。このことが日頃の業務において常に接する現地人との関係も良好に保つ要因となると考えられる。なぜなら、実際には現地の人との話の中で隊員の手当ての話題になった時、配属先のネパール人同僚と比較して、大きくかけ離れた現地生活費を低く抑えていたり、言葉を濁し隠したりしている隊員がほとんどあるからである。しかし、実際にはカウンターパートの給与のレベルでも現地で生活するにはさして支障はないと考えられ、その余裕のある現地手当はカトマンズ等の先進国と変わらない物質が入手可能な地域においては、むしろ隊員を贅沢な生活へと誘惑する原因にもなる。また、当国のような観光地の多い国においては、単なる精神的なリフレッシュする意味を越えた、困難から逃避するための私的旅行を行う財源をも生み出している場合もあるといえる。

ただし、近年の隊員には外国にきたからといって現地に合わせた生活をあえて行うより、あまり我慢せず、食事は食材が手に入れば日本食を料理し食するし、電気製品は購入するし、休暇は旅行に出かけ楽しむ、日本にも国際電話はする。つまり、毎日毎日現地食を食べ続けるような、いわゆる現地にどっぷり使った隊員というのはほとんど見られないのが現在の状況である。つまり、途上国にいながら快適に過ごし無理をしないというのが今の隊員のスタイルであるといえる。また、よしんば現地手当が不足したとしても、日本からの送金やカードを使用し快適に過ごす隊員は支出を抑えることはできないのである。

また、これは蛇足かもしれないが、多くの隊員は現行の海外手当は十分であり、余剰の部分は任国外研修旅行や帰路変更旅行に支出したり、帰国の際に日本に持ち帰ることも少なくないことを記しておく。

## 2. 今後どのようにしていくべきか？

単純に当国での生活に必要な最低限のレベルを考えた時、当国の現行の海外手当は減額せざる負えないであろう。しかし、上記のような現在の隊員の気質等を考えた時、これをどこまで考慮に入れるのか、これによって設定すべき隊員を海外手当の基準は大きく変わってくる。協力隊全体としてある基準を設定してもらい、これに基づいて現地の物価を考慮に入れた現地生活手当を設定すべきであろう。

貴事務所見解調査表

事務所名	パキスタン 事務所	記入年月日	平成8年9月18日
------	-----------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

当国の隊員生活や現行現地生活費の支給額は協力隊の基本理念と照らし、乖離しているとは考えられない。

基本的に、協力隊の生活ぶりや生活手当は、協力隊の基本理念に沿っているべきであり、現地の人々のそれと較べて乖離してはいけないと考える。但し、何処の隊員派遣国についても言えることであるが、何をもとにその国の民衆の生活レベルを基準とするかに困難さがある。一般に、人はその国の一人当たりGDPの数値をそのまま信じ込むきらいがあるようだが、実際にその国に生活してみれば、その数値と現実とのギャップに驚くことだろう。

参考までに、当国で定められている最低賃金は月額Rs.3,000.-となっている。この数字を単純に1.2倍し現行の銀行為替レートで換算すると約US\$900となり、一人当たりGDPの倍以上であることが理解される。この国の隊員達の調査票からも同僚達（平の地方公務員レベル）の月収はのきなみUS\$200以上であることが判明している。

では、隊員の手当もこのレベルで良いのだろうか。当事務所としてはこれに賛成できない。なぜなら、隊員がいかに民衆レベルで生活しようとしても、外国人であると言う事実がある以上、完璧な現地民衆には成り得ないからである。例えば、当国の一般的な食事は安価ではあるが、栄養が偏っているため不健康であることは日本人医療関係者の誰もが認めることであり、それを日本人の隊員に毎日、毎食食べさせることは危険であろう。被服費にしても、日本で着ていた服の全てを現地に持ち込み、さらにそれらの服で通常に生活できるのであれば、現地の民衆程度の支出ですむだろうが、実際に、日本で着ていた全ての服を任国に持ち込む隊員など皆無であろうし、当国のようにイスラム色が強い国では、少なくとも女性隊員が民族服を購入することは避けられないだろう。つまり、赴任まで服を一着も持っていないのと同様なのだから、初期コストとして被服費が増えるのは避けられないことである。

また、わずか2年の任期とは言え、生活に必要な家具、寝具、家電製品の購入も避けられないことであり、これも隊員手当に組み入れるか、もしくは別途支給するべきであろう。

今後についても、隊員手当については現行の通り、毎年1回の見直しをしながら改定していけば良いと考える。万が一、隊員生活手当としてはあくまで民衆のレベルに合わせるのであれば、前述の理由から、当国では隊員手当US\$200~230程度にし、その他に栄養補給手当、被服購入手当、家財購入手当などを設けるべきであろう。結果として、事務局が負担すべき額に変動はなく、単に手間が増えるだけのことと思うが、

以上

## 海外手当事務所見解

隊員は、地域住民に密接した形で生活するからこそ、同じ視線、同じ考え方ができ、協力隊の一側面である両国の相互理解がはじめてなし得るものと思う。したがって、地域住民からかけ離れた生活形態をすることは、協力隊精神からはかけ離れてしまうものであり、海外手当の根拠として公的機関の平均給与（270ドル）を参考にする事となる。

当国では350ドルの手当であるが、隊員より生活費が足りないとの声があり、持参金の取り崩し、クレジットカードの使用、仕送りなどが行われている。協力隊精神をしっかり持った隊員にしてもそうであり、事務所としてやはり手当について再考せざるを得ない。

フィリピンの物価は安いと言われているが、地域住民の生活費と比べると物価は相対的には日本より高いものと思われる。食事にしても大量のご飯に少量のおかずが一、二品という地域住民の生活形態が飽食の時代に育った日本人に全てできるかどうか疑問である。また、栄養のバランスの知識を持った隊員が、栄養の少ない、バランスの悪いと思われる食生活を続けられるであろうか。地域住民と共にという協力隊の精神と、隊員の健康と安全という問題は発展途上国であるがゆえに難しいものと考えらる。

公的機関の平均給与に対し、隊員の現在の手当350ドルは3割増しということになるが、体と心の健康を保つためには都市隊員にとってはぎりぎりの額となっていると思われる。その差の理由として、フィリピンでは副業が一般的であること、もしくは一所帯に複数の給与所得者がいて共同生活を行っていることなど、270ドルでは最低限の文化的な暮らしは難しい。また、年1ヶ月分のボーナスも支給されること。そのに加えて、隊員の任国の見聞を広めるための年1、2回の任国内旅行も必要経費としてみなしても良いものと思う。

今回の調査での海外ボランティアの手当をみると、ドイツの1000ドルと国連の981ドルから、米国の198ドルまでまちまちである。しかし米国の場合は都市隊員は皆無で、ほとんどが地方の田舎に配属されている。

国によって事情は異なると思うが、当国は、隊員の手当は公的機関の職員の平均給与の3～4割増しが妥当なところであり、それに物価を考慮しての微調整、その後に緊急時対応費を考慮するといったところであろうか。

## 事務所見解調査表

事務所名	タイ事務所	記入年月日	H8年10月9日
------	-------	-------	----------

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### <事務所見解>

隊員は、報酬を求めないボランティアであり、また民衆志向をめざす理念より、現地の人と同等の生活を営むのに必要な水準を現地生活費の基準としている。さらに、任国とは生活習慣の異なる環境で育った隊員が心身ともに健康な生活をおくるのに最低限必要な金額を積算した結果として、現在の現地生活費が設定されている。

ほとんどの隊員は、食費（支出の約40%）、被服費（約10%<sup>強</sup>）、光熱費、日用品等（約10%）を支出したあと、残りの費用で、書籍の購入、ある程度高価な衣類の購入、レストランでの食事等、自身の心身の健康を確保するための費用として支出している。当国においては大多数の隊員については、その額と支出内容について大きな問題点はないと考える。

但し、急激な経済成長による消費経済の浸透により、隊員の同僚においても自家用車、携帯電話、衛星テレビなどを保有する場合も少なくなってきた。一部の隊員からは、「同僚と同等の生活」をのぞむ声もある。実際にクレジットカード等を使用して、現地生活手当以上の生活をしている隊員も存在する。自身の負担で快適な生活を営むのは、「民衆志向」の観点から好ましくないと思われるが、事務所が制限できるものでもないと考えられる。

しかし、協力隊の理念に照らし合わせて、同僚が行っている高い生活レベルを担保すべきものでもないと考えられ、あくまで現地生活手当を、「心身ともに健康な生活を維持し、同僚とも対等につき合える水準」として試算したい。

なお、現在の金額は410ドル、改定申請金額は430ドルである。



貴事務所見解調査表

事務所名	ヴェトナム 事務所	記入年月日	平成8年 9月 16日
------	-----------	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どの様にしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

当国の協力隊員現地生活手当は\$400<sup>ル</sup>であり住居手当限度額は\$360<sup>ル</sup>である。この金額（現地費用）は近隣国と比べると高いが、当国の経済的な急成長により全ての価格が高騰しているため止むを得ず、又、生活関連諸調査（隊員用）表から推察すると現行の支給額は妥当な金額であると思われる。尚、当国の諸物価上昇率から思料すると、最低でも2年に1回手当の見直しが必要であり、他の機関（NGOも含む）でも同様に注視している。したがって来年度の同時期に手当の見直しを行う予定であるので、同調査の継続を希望する。

## 事務所見解調査表

事務所名 モロッコ事務所

記入年月日 平成8年9月25日

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定、改訂に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当ての支給額との整合性及び今後どのようにして行くべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### 〈事務所見解〉

#### 1. 現実の隊員生活

隊員によって格差があるので、一様には記述できない。ただ、海外手当内で生活を試みている者と、日本からの送金やクレジットカードを利用して、それ以上の出費を行っている者がいるのは確かである。

隊員の出費が海外手当を越える理由は、隊員のC/P、同僚が幹部クラスの場合、その給与は隊員海外手当より高く、加えて公用車や住居を支給されており、同様の生活をするに自然と出費が多くなる例が存在する。当国では、服装や住居などの生活水準で、学歴、能力を判断されることが多く、特にこの場合、隊員手当内で生活することは、活動に支障をもたらすことになる。

他の理由としては、余暇で高額の出費を行うことであり、当国は各種行楽施設が整備されていて、隊員が自分の懐と自由時間を利用している以上、業務に差し支えが無いのであれば、特に事務所は意見を挟まない。

#### 2. ハンドブックとの整合性

現実、当国の隊員が海外手当で経済的な利益を得ていることはない。手当額は基本生活、小さな業務費や余暇の為の費用で丁度である。ただし、隊員が任国の政府に配属され、その公務員と共に働いている以上、彼らの給与等と同程度のものは支給されるべきである。この点、ハンドブックではボランティアという語意を“無償奉仕”という意味に誼いすぎている感がある。これでは、当国で働いている隊員は戸惑いを覚えることにある。協力隊のボランティア性は、日本で生活しているよりは収入が少ない、加えて、途上国で働く“意志を持つ”（ハンドブックには自発性、積極性とある。）位で良からう。

こうして見ると、隊員の配属先により、その地位により、海外手当が適当な者と、不足している者がある。また、当国の国民性を鑑みると、隊員は、所謂フランス帰り（フランス本国での語学訓練）で3LDK程の住宅を構え、スーツ位で勤務した方が、職場での発言権が認められる。実力よりも財力がまず物をいう世界である。つまり、日常生活を周りの人達に近付けるよりは（ハンドブックから抜粋）、少し上回っていた方が隊員業務には都合がよい。

### 3. 今後の指針

海外手当は各国（各地域）の経済、文化、社会に応じて設定された方がよい。当国での隊員活動を振り替えると、質の高い隊員、一人立ちでき、創意工夫できる隊員は、少なからず持ち出しを行って、小額の業務費に充て、部品を買ったり、同僚を見学に連れしたり、NGO活動に参加したり、現地の人との付き合いを深めたりしている。それなりの出費が掛かるわけである。

また、今般、日本展のような文化活動を行うための費用は、隊員現地業務費で確保できなくなってきており、隊員にとって予算獲得に不都合が出てきている。これは確かに余暇活動で、技術援助の事業ではないゆえ、本来予算を使用することが出来ないゆえではあるが、現在までのモロッコ隊員の日本展は各地で、大使館文化活動に負けないくらい大きな効果を残しており、厳かにできない活動の一つである。大使館の文化予算、協力隊の共済会予算での文化活動補助は出来るが、これは全隊員を対象とするなど、規模の大きな催し物への出費に限られており、日常、各任地における小規模な活動は対象にされていない。

上記2点を併せて、海外手当は、いくらかの幅を含んだものが、現実の隊員活動には必要であると判断できる。

加えて、間接的にはなるが、隊員の交通安全と併せて、単車自転車の貸与を止めて4輪車貸与に変更し、上記「現地公務員の給与等と同程度のものを支給」するのと同時に、隊員の生命の安全を確保することが将来の課題になる。これは、一隊員派遣単価を上げて、派遣数を安定させることにもなる。協力隊創立30周年を迎え、創立当初とは途上国の状況が大きく移行している現在、“少ない手当で、単車にのって走り回る”隊員像は、多くの派遣国で現状に合わなくなり、逆に交通事故への危険性を含んできている。そしてこの隊員像を無理強いすることも、現在の隊員の風潮には合わなくなってきている。当事務所は4輪車貸与を手放しで推奨するのではないが、その効用、危険性を充分鑑みすることは、交通戦争が途上国で深刻な問題になっている現在、予算の問題のみではなく、安全な隊員派遣の為に必要な事と判断する。事務局担当各課には上記考察を願いたい。

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	ZII P	事務所	記入年月日	平成33年10月31日
------	-------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（経目ハンドブック後論）

1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との適合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

隊員現地生活手当の改定にあたっては、協力隊の基本理念である「民衆指向」の立場に立ち、現地民衆とかけ離れた生活にはならないよう配慮することが大切であるが、そこで考えなければならぬのは、どの生活レベルを持って適切な水準とあるかである。一般的に言って途上国は貧富の差が激しく、中産階級があまりいないという特徴がある。さらには都市部と地方、また職種の違いによっても生活レベルは大きく異なるといえる。ZII P人の収入について言えば、隊員の直屬の上司及び同僚はそのほとんどが政府の職員であり収入はかなり低いレベルにある。しかし、既に提出している生活物価調査にも記したように、公務員には様々な特典があることや、職場により特別手当等があること、さらに彼らの多くがサイドビジネス（公務員の就業時間後に働く）を持っていることから、彼らの額面どおりの給与を平均的な収入と考えることができないのが現状だ。また、隊員について言えば、ZII Pでは協力隊員はエキスパート・ボランティア（ボランティアで派遣されているが専門家に準ずる技術を持つ）として受け入れられており、要請レベルも高いものになっている。職種も教師、研究検査機関技師、スポーツインストラクター等で、その暮らしているにも一定水準のステータスが求められている。特にアラブ諸国では人物を評価する際、相手の服装や住居、収入などに重大な関心を払うのが常であり、隊員がその立場にふさわしい生活を送るためには少なくとも職場の同僚以上の手当は必要と考えられる。そういった意味では現在設定している月額500米ドルは、隊員が職場の同僚達とかけ離れたせいたくは暮らしかできる額ではなく、日常必要な生活費及び隊員として活動を進める上で必要なステータスを維持し、さらに任国において見聞を広めるために必要な経費を捻出するには適当な金額と考えている。しかし、近年のZII Pにおける消費物価の上昇も少なからぬ割合となっていることから、今後の展開によっては見直しが必要かとなってくる可能性もあると考えている。

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	T2=シア	事務所	記入年月日	平成8年 9月20日
------	-------	-----	-------	------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

今回の調査では他国ボランティアの海外手当の調査を行なったが、各国の社会状況やボランティアの考え方と日本のそれとでは自ずから違いがあり、訓練から帰国まで丸抱えの協力隊の現状と隊員の意識レベル、チュニジアの物価などから考えると現在の海外手当はほぼ妥当な額であると思われる。✓

支給額だけを取り上げてみると協力隊員は恵まれていると考えられるが多くの隊員はそうは考えない。

協力隊基本理念に近づくために海外手当を現在よりも低い額に抑えることは可能であろうが、そのためにはまず募集・訓練から改革していく必要があると思われる。JICA職員や専門家との手当の違いを比較してもっと隊員の待遇を改善しようとする隊員が散見されたり、他のボランティア団体やNGOの活動などに全く関心のない隊員が多数であったりする現状を改善するには募集、選考時に協力隊の目指すところを明確に示し、訓練時にボランティアに関する知識・考え方をしっかりと理解させる必要があると思われる。

途上国でのボランティア活動が協力隊の専売特許であった時代はすでに過ぎ、自分達で活動費から生活費まで集めながら活動しているNGOが育成しつつある現在、協力隊の丸抱え体制も改革を迫られている。

往復の航空便がビジネスクラスであったり、任国外研修で旅費などが支給されたりすることは他のボランティア団体には想像出来ないことであろう。「活動期間内はなんでもJICAの負担で」と考えがちな支援体制が協力隊にあるように思える。質素な生活を善しとし、自分のこと（楽しみ）には自分で負担し、他人に多くを頼らず、ボランティアとしての誇りを持った隊員を育成していくような訓練・支援体制の確立が急務であると考えます。

現在ビジネス価格としエコミー  
に1213・8/次隊員 (4名)

## 貴事務所見解調査表

事務所名	ボツワナ事務所	記入年月日	平成8年9月25日
------	---------	-------	-----------

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### <貴事務所見解>

隊員が協力活動の目標としているのは「民衆指向」であり、直属の上司・同僚たちを通じ民衆と接する活動を求められていることから、少なくとも同僚の月額収入を著しく超えるような海外手当の支給は避けるべきと考える。

当国での海外手当は現在\$570に設定されているが、隊員の同僚の月額給料が\$500～\$1000であるうえに、多くの同僚は自家用車を所有しているという事実により、協力隊の海外手当は隊員活動を行ううえで多すぎない程度の適正な額であるといえる。他方、米国平和部隊の海外手当は約\$340（各種手当を含む：95年度）であり、それで生活できているのは事実ではあるが、多くの平和部隊隊員は村落部で生活していることから、ほとんどの隊員が首都及び主要都市で生活するボツワナ協力隊とは単純に比較することはできない。

## <エチオピア事務所見解>

隊員ハンドブック総論1-1、1-2に明記されていますように、隊員は当該地域の経済及び社会の発展に協力し、その目的のためにも派遣隊員は民衆指向の観点から協力活動を行うことが強く求められています。そのためにも、現地生活費はある程度低く抑制し、地域住民と大きくかけ離れた生活形態を取らないことが望まれています。

今回、他国の援助機関にアンケートを求め、別添のような回答（3機関）を得ておりますが、それぞれの機関により生活費に幅があることが明らかになりました。今回のアンケートでは下記のような額がそれぞれの機関より支給されています（金額による順序と其中での協力隊の位置を併せて示す）。

順番	機関名	生活費（ドル）
1	独国（DED）	1,505
2	国連（UNV）	1,019～1,396
3	日本（JOCV）	470
4	米国（APC）	156

上記の機関の中では、独国が最も高い結果になっています。当該機関の英語での名称はGerman Development Serviceですが、かつてはGerman Volunteer Serviceと命名されていたものを、あえてボランティアという名称を意識的に除き、Developmentに変名した経緯があることを独国代表より伺っております。

他方、米国の場合、ボランティアを強調し、今回の回答の中でもカウンターパートと同様なレベルで住むことを強調しています。金額的にも協力隊隊員の約33%相当しか支給されていません。ちなみに米国が支給する156ドルという金額は、協力隊カウンターパート（大卒、管理職）の月給の平均値に極めて近い額になります。米国の場合は、生活費の金額面でも物理的な枠を設定し、ボランティアがよりローカルレベルで生活することを指導しています。

日本の場合は、金額的に隊員と隊員のカウンターパートの生活費と比較した場合、かなりの差があります。また、カウンターパートの場合、月給の中から住居費などを捻出しなければなりません。ただし隊員の場合、住居費は生活費とは別にあり、国内積立金を含めれば相当の差が生じることとなります。隊員の場合、外国人価格が適用される場合があり、都市部では生活水準の違いが大きく、隊員の生活費は必ずしも高いと言い切れません。

また、隊員の生活費に対する認識は、隊員個々により大きく異なります。具体的には、現行の生活費で十分であり、金額を下げるべきだと主張する隊員もいれば、あまりにも足りないと、日本からの送金を願う隊員もいます。地域住民とでは所得格差が歴然としていることを認識する隊員たちは、そのことが現地の人々に悟られないよう、あえて隠すように努めている場合もあります。

現行の手当は、エチオピアの状況を総合的に考えると、必ずしも高いとは言えませんが、ボランティアである以上、現行を大幅に増額する必要はないと判断します。（例えば500\$以上）

以上

## 事務所見解調査表

事務所名	ガーナ	事務所	記入月日	平成8年9月25日
------	-----	-----	------	-----------

### ＜調査内容＞

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等についての事務所見解。

### ＜事務所見解＞

現在の支給額は\$390（最低必要試算額\$365）、来年度の必要試算額は\$365に物価上昇（年40%～60%）と為替レート下落（年20%～40%）を換算した\$415となる。詳細は「協力隊海外手当に関する調査」を参照すること。

現地生活費の設定・改定については、物価上昇を中心に検討している。特に、政府予算、公務員給与および輸入財（燃料費など）価格などの物価変動に対応して改定する。物価上昇の影響は首都・都市圏にて急速に広がり、地方では徐々に進行していく。

現地人給与と比較すると、政府系機関および民間企業は、27～28才（大卒）に対し、月給\$200～\$280程度を支給している。

支出項目別に見ると、食費は全体の53%を占めている。隊員が健康を維持して充実した活動をするためには、地方では入手困難な野菜や肉などを摂取する必要がある。特に、ガーナはマラリア汚染地域であるため、一度マラリアに罹ると最低1ヶ月は本来の活動が出来なくなり、配属先へ多大な影響を与える。このため月1～2回は地方都市にて食糧の買い出しを行う必要がある（交通費）。

指導的な立場の隊員がスムーズに業務を遂行するためには被服費、交際費が必要であり、また、日本に配偶者や子供を持つ隊員は家族との連絡のため通信費（郵電公社の民営化に伴い電話料金高騰）など現地人では必要とされない支出が多く含まれる。その他に隊員活動に付随するが、隊員支援経費となりにくいもの（例：文房具）は隊員の海外手当から支出している。

他国ボランティア（APCやVSO）と比較するとJOCVの海外手当は高いが、上記のことを勘みると現在の必要最低額は\$365となり来年度は\$415程度が必要となる。

基本的な改定に関する考え方は、従来のおりである。しかし、現状として農村部隊員は海外手当が十分であるが、首都・地方都市隊員は不足しているとのコメントが多く、これらを同一手当で対応するのは困難である。このため今後は都市部と農村部で別々の生活費を設定する必要がある。



貴事務所見解調査表

事務所名	象牙海岸共和国 事務所	記入年月日	平成8年9月30日
------	-------------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

理念の具現化が常に別れ道である。

- ① 「一体となるべき任国の住民」
- ② 「中産階級以下の一般大衆の生活への指向」
- ③ 「27～28才の公務員の給与平均額」

途上国における中産階級の位置付けは、いわゆる上と下を足して2で除いた数字だけのもの、階級が層と2の厚みがない。かつ中産階級以下とすれば、その差は漸減的な変化ではないのが普通である。

生活は理念ではなく、単に消費生活の質と量の問題と考える。支出項目でいえば、被服費、食費、光熱費、日用品費は食費における外食の割合を提示する、各々の地域（首都部、地方都市部、農村部）でそれぞれ異なるものである。（地域内での消費）支出額に大きな差が出てくるものは交通費（移動時のタクシー利用頻度、国内旅行の頻度）および通信費に占める本邦への国際通話料金と教養費とその他である。差の大きなものは必要最小限と明記する、算入すべきではなく、「日本の協力隊員としての必要経費」として計上する、この項目にこそ、理念に沿った積算根拠の量、頻度を事務局として示した上でアンケートとすべきと考える。（当事務所の試算積算根拠参照）

他国ボツワナは活動先が地方のプロダクト現場で、首都官庁勤務型ではない。現状として首都官庁勤務型隊員をみれば、当事務所としては月300,000CFIAが適当と考える。地方での必要最小限額を考えるとAPCの120,000CFIA（上京交通費は必要に応じて別途支給）は合理的、しかし近年クレジットカードの利用者が増加している傾向がある、AFVPの地方配属ボツワナの消費実績は150,000程度と聴取している、実際の手当は302,000CFIAでこの時期アビシジャンで仕事している1人は250,000位で生活していること、西アフリカでアビシジャンとタカールだけは特別な環境（経済）である。



### <貴事務所見解>

当国における現行の生活手当については、都市部隊員（主にナイロビ）からは一部不満の声もあるが、現在のところ妥当な線であると思料される。

今回の調査結果にも見られるように、発展途上国では一般に地域間の物価格差が大きく、ケニアにおいても例外ではない。同じ食事を作るとしても、その材料費は都市部と地方では1.5倍から2倍以上の価格差がある。さらに都市部では食料も日用品も品数が豊富であり、地方では購入できないため不便を強いられているものが、都市部では比較的簡単に購入できるということもある。これらの状況を鑑みると、地方隊員と都市部隊員の必要とする生活費に格差が生じるのは当然であり、都市部隊員が決して贅沢をしていると言う訳ではない。また、ナイロビ市には日本食レストランが2件あり、隊員が月に1度程度通うことを考慮するならば、現行の生活手当は決して多いとは言えない。日本食レストランで食事をとることの是非はあるが、これらは他のレストランに比べてそれほど高いものではなく、また、現実に目の前に日本食レストランがありながら、食べるなどと言いがたいことも事実である。

したがって、上記事情を考慮すれば、地方隊員の必要とする生活費では都市部隊員の生活は極めて困難となるため、当事務所としては都市部隊員の必要とする最低限の額を基準として現地生活手当を積算し、現行の現地生活手当は妥当であると判断している。

なお、当国の都市部は地方に比べると極めて治安が悪く、特にナイロビ勤務の隊員数は減少の方向で派遣計画を検討中である。さらに今後、為替の変動や急激な物価上昇が生じた場合は変更申請もあり得るが、よろしくお取り計らい願いたい。

資事務所見解調査表

事務所名	マラウイ	事務所	記入年月日	平成8年 9月 20日
------	------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について資事務所の見解を以下に記述願います。

<資事務所見解>

現地生活費は、民衆志向に基づき、できるだけ一般民衆の生活に入り込めるよう設定されるべきであるとの考えに立つと、現在マラウイで支給されている額は、この理念に近い生活を隊員に与えていると思われる。

金額は、確かに現地の人々の基本給より高い額を支給されているが、かといってより良い生活を送れるような額でもない。その差額は、レストランの食事等、ストレス解消のためのちょっとした支出に消えていき、普段は質素な生活をせざるをえない金額といえる。

整合性については、今後も隊員の生活を追跡調査するしかないのではないかとと思われる。

貴事務所見解調査表

事務所名	JOCV ニジェール 事務所	記入年月日	平成 8 年 10 月 9 日
------	----------------	-------	-----------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論 1-1、1-2 項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

隊員の生活関連調査によれば、首都、地方都市隊員においては現在の額にてゆとりはないものの十分であると考え。農村部隊員においては現在の現地生活費でゆとりもある。

ニジェールにおいて公務員は給料運配が慢性的に持続しており、また隊員は公務員の平均的な給料よりも多くの現地生活費を与えられている。現地の人は大家族を養い、隊員は自分一人で使用出来る生活費である。

しかし、異文化の中で民衆指向とはいえ現地の人と全く同じ生活をするのは難しい事である。食生活しかり、ストレスの問題も考えると余暇の費用（気分転換に映画を見る、スポーツをする）も必要と考えられる。

現実の隊員生活を見て特に贅沢しているとか、華美に走っている姿も見受けられない。現在の所現地生活費が協力隊基本理念を逸脱しているとは思われない。ニジェールでは食料品、日用品等に値段の上昇が見られ経済状態も相変わらず停滞している事から今後も物価上昇率を加味して現地生活費の見直しは必要であろう。

現在の問題点として民衆指向に元ずきいざという時には現地の人に助けを求めるといふ事にて警備員の補填はおこなわれていない。しかし実際には防犯上雇っていることが多い。民衆指向も大切であるがそれよりも隊員の身の安全が重要であると考え。そこで、それぞれのケースにおいて警備員の補填が可能となるよう検討いただきたい。

現地生活費はドル建てとなっておりドルの変動により影響を受ける、フランスフランに対してセーファーフランは 1:100 の固定レートであり影響は少ないと考えられる、今後フラン建ての支給が出来ないものか検討していただきたい。

貴事務所見解調査表

事務所名	セネガル	事務所	記入年月日	平成8年10月4日
------	------	-----	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

協力隊の基本理念にある「ボランティア」と「民衆指向」を忠実に踏襲し、現地の人と同じような生活をするのであれば、現在の現地生活費は十分であろう。しかし現実問題として考えた場合、そのような生活は、健康な隊員生活や健全な隊員活動を、持続する情熱のもとに途切れることなく続けるうえで、かなりのリスクを背負うと思われる。

例えば、食生活に関しては、常時現地の人と同じ物を食べていたら、栄養が偏り、健康な身体を維持することが困難になると思われる。時には、栄養補給や気分転換をするために多少高額な外食も必要であろう。

住居に関しては、外国人がひとりで居住する上での治安問題を考えると、最低限の防犯対策を施した住居が必要であろうし、地域によっては、24時間ガードマンが必要な場合も考えられる。

衣服に関しては、現地の品物は品質や縫製が悪いため買い換えが多く、また、現地の人と円滑な関係を築くために、民族衣装を作って、交流を図ることも必要であろう。

身体の健康を維持することは最重要課題であり、それに伴う出費は保証されなければならないが、それに加えて、精神の健全さを維持する為の出費も配慮したい。例えば、気分転換を図る為に余暇を有意義に過ごす為には、ある程度の経費が必要と思われる。スポーツや映画観賞、同僚とのパーティー、書籍の購入等がそれにあたる。

活動先において、円滑なコミュニケーションを図るためには、訓練所で学んだ以外の言語も自力で学ばなくてはならないケースが多く、語学レッスンの実施が必須であると思われる。その費用は現地生活費から捻出しており、常時計上が必要である。

以上のような点から、配属先の違いや個人の気質の違いから、多少過不足が生じることはあると思われるが、現行の現地生活費は隊員活動・生活に整合していると思われる。

これから隊員になる青年は、1970年代以降の生まれの者が多くを占めると考えられる。彼等は生まれた時から恵まれた環境に育ち、欲しいものは何でも手に入る豊かな生活をしてきた世代であり、そのような状況から、隊員気質も変化が見込まれ、それに備える対策も必要であろう。今後、生活費の見直し・改定を図ってゆくとして、日本での生活水準に比べて、現地の生活費並にかなり厳しくしめつけた場合、前掲した青年たちは参加を敬遠し、応募者が減少してしまうかもしれない。そうなってしまえば元のもくあみなので、何らかの新しい対策を講じる必要があるであろう。例えば、ひとつの国の中でも、都市と農村部では生活費に格差を生じるのは当然であり、その場合は金額設定を2種類にして変化を持たせるなどの工夫が必要と思われる。

調査方法・改定額算定方法等の見直しについて意見を述べるのは難しいものがあるが、例えば、外部の経済専門家に調査や意見を求めるなどの試みが必要かもしれない。

以上

## 事務所見解調査表

事務所名	タンザニア事務所	記入年月日	平成8年 9月 27日
------	----------	-------	-------------

### <調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

### <事務所見解>

現在タンザニアは、GDP US\$ 100以下とされ、最貧国の1つとされている。国民の様子は、普段目にするところでは、全く現金収入のなさそうな自給自足的農村の生活～都市部の活発な経済を支えている民衆の生活、そして政治・経済を握る一部の金持ちがいて、無情な貧富の差を容易に認識できる。

隊員の活動現場の多くは、政府系公共機関であり、同僚は公務員である。生活諸調査からもわかるように、同僚の給料月額はUS\$ 50～100であるが、実際は給料のみでは生活できないため、副業に励み給料以上の額を稼ぐとか食料自給が普通である。

隊員の必要生活費は、「最初に支給額ありき」なのではないだろうか。結局あればあるなり、なければないなりにやりくりして生活しているようである。その生活水準は華美であることはなく、事務所としては適当であると判断する。

APC、VSOは地方都市での活動が主であるが、生活手当は協力隊の半分以下であり不足している、との話も聞く。自己資金を持ち出さざるを得ないようである。よって現在の協力隊支給額US\$ 460は妥当と考えられる。

しかし、タンザニアの物価上昇・インフレは慢性的な問題であり、安定した生活水準を保つためには、その割合に比例して生活費を設定するべきであると考え。今後もこのような経済状況に配慮して、現地生活費を見直していく必要がある。

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	ザンゴ	事務所	記入年月日	平成8年 9月24日
------	-----	-----	-------	------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

協力隊の基本理念に照らし合わせれば、現行の現地生活手当を2割位カットしても、突然、生活に困窮を来することはないと思われる。EPLの場合、緊急時以外の傷病時、事務行手続と関係するル・ド・Cへの上京費用など、事務行負担がと増える必要がある。又、隊員の活動に関わるもので、配属先負担が原則とすれば、隊員が自腹を切らざるを得ないもの、これ等の消耗品など、支援経費の拡大解釈、又は現地業務費の導入等が必要だと思われる。

(L・L・D・Cのこの国では、配属先から活動費を捻出するのは非常に難しいのが現状)

現地では：

支給経費、現地業務費、排しに  
 活動手当、標準を11000円2割の  
 以内です。

・物価と給与の内外、国内でも同じ  
 料を20%カット、これは現実的と思われ。  
 隊員への給与は、支給は11000円。

高経費標準の支給は？



貴事務所見解調査表

事務所名	ジンバブエ	事務所	記入年月日	平成8年 9月 30日
------	-------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

別途「隊員生活実態調査」にて述べたが、食費・光熱費・備品費・交通費等を大幅に節約できる学校ホステル等居住の学校隊員においては現行のUS\$410.にては特に問題はないと思われ、それ以外の隊員についてはUS\$465.程度の現地生活費は必要と思われ、単に生活に行くのみであれば現行額にて可能ではあるが、現地での交際、任国および近隣諸国理解・見聞を広めるための旅行、ストレス発散のための余暇活動、等々を勘案すれば現行額で十分とは考えない。更に、現在の急激な物価上昇、今後の学校隊員の減少方針も踏まれば、早急に検討・改訂すべきと考えらる。

貴事務所見解調査表

事務所名	コロンビア 事務所	記入年月日	平成8年10月 3日
------	-----------	-------	------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

協力隊基本理念である「民衆指向」という点に関して言えば、現実の隊員生活は十分にその理念にかなったものである、と確信している。ただ、隊員は「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力する」が、「住民」そのものになりきり得るものではない。隊員の安全に最優先順位を置く以上、おのずと開発途上地域の住民が必要とする生活費とは異なった海外手当の体系となる。それは、「現地民衆とかけはなれた生活」のためのものであってはならず、「彼らの心情を理解」できる程度のものでなければならない。それなら、そういう海外手当の体系はなにを参考することによって得られるのか。それは「現地民衆」をどこの階層に設定するのか、によって著しく異なる。

当任国には階層別によって公共料金の体系が決められているくらい、階層的な区別がある。公共料金の体系に現れてくる階層は6段階にわかれており、低い階層の1、2については治安安全対策の理由から、現在協力隊はまったく関わっていない。また、高い階層の5、6についてもいわゆる草の根の協力の対象にならない。結果、当任国の協力隊における「民衆指向」の民衆とは社会階層の中流ということにならざるを得ない。この中流階層の生活を参考にして当任国では協力隊の海外手当の算定をおこなっている。現実を見ても、協力隊の海外手当はこの中流階層の生活費よりもなお15～20%低く抑えており「現地民衆とかけはなれた生活」の心配はまったくないが、「安全は金で買う」ことを考慮にいれれば不安な額ということもできる。

貴事務所見解調査表

事務所名	コスタ・リカ調整員事務所	記入年月日	平成8年9月27日
------	--------------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

現在、隊員生活関連調査を行っているところであるが、その結果から、支出の多い順に並べると次のようになる。

(1) 食費 (2) 通信費 (3) 交通費 (4) 被服費  
(5) 教養費 (6) 交際費 (7) 嗜好品

なお、(3)～(6)までは、殆ど同程度の支出となっている。コスタ・リカ隊員の傾向として顕著なのが、通信費・交通費が多いことと、コスタ・リカ人が特に外見を気にするため、被服にかかる費用がかさんでいるようである。（教室型の隊員が多いため）

また、教養費が多いのは、当国の要請レベルが高く、語学で苦勞する隊員が殆どで、自費にて語学学校へ通う隊員が増加しているためである。

調査データから見ると、首都や都市隊員の約半数が、現行の現地生活費\$390を上回る支出をしており（首都隊員の平均支出額\$410）、同時に、毎年のドルレートの上昇率より、インフレ率の方が上回るため今後、現地生活費については見直す必要がある。

貴事務所見解調査表

事務所名	ドミニカ共和国 事務所	記入年月日	平成8年 9月20日
------	-------------	-------	------------

(調査内容)

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

(貴事務所見解)

当国における隊員生活の現状は、活動形態、活動現場によって多少の違いはあるものの一般民衆の生活と大きな格差があるとは思われない。しかし現在の活動形態として首都・地方都市部が中心であり、安易に物資が入手できるのが現状であるにもかかわらず、日本から送付される物資を頼ることが多く、現地調達できる中での生活の工夫が、少ないように見受けられる。この現状については個人差はあるが全体的な傾向であり、現地指向より日本の生活レベルの現状維持を希望しているように思われる。加えて現地の、特に首都を中心とする都市部においては、アメリカ合衆国からの情報・物資の流入が非常に多く、一般民衆がアメリカ（先進国）指向に走り、その中で生活している隊員も途上国にて活動しているにもかかわらず、当然先進国指向となっているのが現状である。このような状況の中では、生活水準を上げることが容易なことであり、隊員個人の考え方により大きく支出状況が変わってくる。

現在のところ都市部、農村部での地域的格差があるものの、現行現地生活費 400ドルは妥当な金額であると思われるが、今後、物価上昇等の変動に対する柔軟な対応は必要となるであろう。また現在は住宅手当を一律にしているが、年々都市部の物価上昇と共に住宅事情も悪化しており、農村部との格差が出てきているため、住宅手当の見直しが予想される。

貴事務所見解調査表

事務所名	エクアドル協力隊調整員事務所	記入年月日	平成8年09月27日
------	----------------	-------	------------

< 調査内容 >

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2、項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について、貴事務所の見解を以下に記述願います。

< 貴事務所見解 >

当国の海外手当は事務所が開設された91年7月から昨年まで、月額300ドルに設定されて来たが、昨年度の生活関連調査時、過去5年間の物価の上昇率、対ドル現地通貨交換率等を考慮し、値上げを申請し現在は320ドルに設定されている。

過去5年間の物価上昇率を見てみると、92年ドウラン・バジェン政権発足時のインフレ率は60.2%、翌年93年には31.0%、94年25.4%、95年22.5%、96年24%となっている。また、対米ドル現地通貨換算率は92年1、845スクレ、93年2、042、94年2、278スクレ、95年2、545、96年3、230スクレとなっており、前年度に比べた外貨変化率は27%、92年と比較した場合には約75%アップと成っている。

今年は大統領選挙が有ったことから、次期大統領選に向けての財政支出が急増し、経済の混乱が生ずるのではないかと予測もあった。しかし、現状は比較的安定しており、インフレ率も96年9月の段階で24%を維持している。しかし、バジェン政権発足時から現在までの品目別の価格上昇を分析すると公共料金の上昇率が突出しており、これが国民生活に大きな負担となっている。

また近々の経済動向では、今年8月から誕生したアブダラ新政権の長期施政方針が今のところ明確に打ち出されていないこともあり、当面は現状維持が続くものと判断している。しかしながら、公共料金値上げの検討に加え、5倍のガス代値上げが現在検討されており、値上げの可能性は強く、これによる生活必需品の便乗値上げは避けられないものと予測している。

かかる状況下、現行の海外手当額と現実の隊員生活とを照合してみると、物価の上昇率に対し、ドル建てにて支給を受ける隊員にとっては、20ドルの値上げも加わり、一般市民ほど負担は大きいとは思われない。

ちなみに、隊員レベルでの昼食を見た場合、一般庶民が通う定食屋での昼食代は、92年の2000スクレより、現在は3700スクレと約85%の値上げと成っている。

しかし、実際には上述したように、現地通貨も物価の上昇に並行し、約1日1スクレの割合で米ドルに対し値ビリしており、92年との比較では外貨変化率は75%となっている。従って、10%の差額が生じているものの、昨年度の承認戴いた海外手当20ドルアップ(6、70%)により、インフレによる影響が多少緩和されたと判断している。

また、同時期に海外手当の見直しが成された米国平和部隊を見てみると、95年から96年にかけての手当の値上げ幅はカテゴリーA(首都、大都市)では233、17ドルから252、80ドルと8、4%となっており、当国協力隊の6、7%の上げ幅からすれば、平和部隊の方が若干率が良いと言えるが、ほぼ同等に対応している様に見られる。

今回隊員が記入した生活関連調査表は地域によってかなりの格差が存在することに加え、個人的消費感覚のレベルも人まちまちである。また、隊員が於かれた環境、特に住居の形態によりかなりののびらつきが生じている。生活基盤となる住居を整備改善し、住み心地良い環境造りのため、日用品、嗜好品にお金を掛けている隊員も少なくない。中には語学の修得と国内の動向を知るためを兼ね、敢えてラジカセ、テレビを導入しているケースも多い。また、今年度は少なくなったが、昨年度までは教養費とし語学学校、個人レッスン、習いもの等にかかなりの支出を掛ける隊員も散見された。これに関しては、業務を円滑にする為の手段として賛成出来るが、これが生活費の圧迫に繋がっていた隊員も多いと言える。特に、語学のレッスンは一時的なものより、継続して行う者が多く、食費に次いで出費のかかる部分でもある。

また地域の別なく全体的な傾向として、通信運搬費にかかなりの経費を費やしている隊員が多い、これは家族友人との連絡に電話やファックスを利用する隊員が増えてきていることに加え、当国の郵便料金が比較的割高という状況が背景にある。

これら教養費、嗜好品、通信費に掛ける経費が高いことが、隊員とし協力隊の民衆志向の理念にそぐわないとは必ずしも言えない。傾向として言えることは、自ら自分を厳しい環境化に置くよう努めるより、生活を快適にエンジョイすることに主眼を置いている隊員の方が多いようである。生活費が少なければ、其れに合わせた生活をするよりも、不足分をカードや仕送りにて補足し、自分の生活環境は敢えて厳しく押さえて生活しようとする隊員が少なくなってきたとも判断できる。最近ではSE隊員のみならず、パソコンを現地で購入し、自分の報告書、マニュアル作成、計画書作成等に使う隊員も増えてきた。

一概には言えないが、当国隊員は比較的健全な生活を送っており、これらの傾向が贅沢をすると言う感覚より、生活の一部とし成り立っていたり、活動や人間関係に必要となるケースも生じているように思われる。

また、国内旅行をし任国についての見聞を広めることも、業務を効果的に遂行していく上で必要な任国理解に繋がると解釈すれば、大いに勤める部分でもある。しかし、当国のように、エコロ観光地として有名なガラパゴス諸島へ国内旅行に出かけるとなると、費用もかなり掛かる。

これらの状況を総合的に判断してみると、現行の320ドルは現状では適当な額と判断して良いのではないかと思料する。近年の隊員の傾向として、生活環境に対する考え方が若干昔の協力隊イメージから脱却してきていることも考慮に入れる必要が生じてきている。しかしながら、職種が多様化、派遣分野の変化等隊員を取りまく環境の変化も見逃せない重要な要因とも言える。大学のクーラーのきいた部屋で毎日背広を着て活動する隊員から長靴を履き農民と共に汗を流す隊員まで幅広い分野に跨り、隊員の置かれた環境、接する人間等様々である。今まで協力隊が理想として抱いてきた民衆志向の理念が、これら隊員を取りまく環境の変化に何処まで対応出来、何処のレベルを基準とし民衆志向と捉えるのが、海外手当設定基準に於ける今後の重要な課題となって来ていると思われる。また、現状の一国一律による設定であると、必然的に隊員間における地域格差が生じ、積算基準となる部分も幅が広がってしまう為、将来的には米国平和部隊の様に、基準を地域別に設定することも考慮すべき検討課題であると思われる。

貴事務所見解調査表

事務所名	エルサルバドル	事務所	記入年月日	平成8年 9月 23日
------	---------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

別紙の通り。



1996年9月23日

## 「協力隊員の海外手当て」

「住民と一体となって任国の発展のために働く。その労働に報酬を求めない。」のが協力隊員に求められている姿勢であり、生活の仕方の基本的あり方である。一体となるためには当然、できるかぎり住民の生活と同じ方法、レベル、で生活する事が、相互理解のためにも必要且つ有効であると考えられる。隊員の海外手当ては、このために必要な最小限の生活費であるべきと思う。

ここで、考慮されるべき事は協力隊員と現地住民との間にある差異であり、その差異の内、隊員が住民と同じ生活をしようとする時に、ネガティブな要因となる種々の条件である。これらネガティブな要因を挙げると、隊員の生活費に直接影響している項目は主として次の各点であると思う。

- ① 治安・安全上協力隊員・外国人（日本人）として負うハンディキャップ  
具体的には四輪車を持たないため、危険回避する必要からタクシーを使う頻度が住民よりはるかに多い等、特に夜間活動の隊員の交通費は嵩んでいる。
- ② 不要不急な場合を除いて、時には日本との交信が必要だが、電話の場合日本との通話料金が非常に高い。予備費として定額をプールしておく必要がある。
- ③ 職場では協力隊員は通常リーダー的立場にあるため、職場仲間等との交際において掛かる費用を隊員が払うことが多い。
- ④ 健康・体力の維持は隊員活動の源であるが、重要なエネルギー源となる食事については現地人の偏った食事方法は勧められない。（例。脂肪や糖分のとりすぎ）従って、家人との食事のほか特に野菜を補給する必要がある。

これらの条件を考慮に、協力隊員の海外手当ては、基本的には任国の公務員（大卒27～28才）の給与と同等額を基準として良いと考える。彼らの多くは結婚しており、夫婦共稼ぎの場合がほとんどである。当国の場合公務員の給与には住宅、光熱水道料等、当国の協力隊員の殆どが支払を要しない費用をも考慮されていると考えられるので、給与から凡そ2割減の額を隊員の海外手当てとして妥当であると考えている。

今後の方針の具体策として愚見ながら次の様に提案します。

「海外手当て支給内訳」を数量設定する、という事があります。

具体的には、例年の隊員生活費調査で、事務局より送られて来ております「隊員生活費試算内訳」（事務所用）②の積算根拠欄に事務局が項目（例。Yシャツ-3着、タオル-2本等）と、数量を定数で設定（基本的には各国一律）し、これに各在外事務所が単価を記入し積算すると言う方法です。ここで、事務局により数量設定し難い費目は、住居費（但し本来個人負担は認められるべきでない）、傭人費、その他、であります。これらの費目については毎年一回各在外事務所が試算し事務局の承認を得ると言う事とします。ただし、これらの費目についても経験を積む事により数年の内には設定可能となるものと思われま。なお、数量の設定に当たっては事務局より、在外事務所に対して意見聴取するのが良いかと思われま。

この方法により、実際には海外手当の7割以上が事務局設定の数量で決定されるので、海外手当の不適正性、誤差ははるかに小さくなるものと思われま。

因に、当事務所では事務所開設以来「物価調査」を定期的実施しております。ご参考までに別添送付致します。

貸事務所見解調査表

事務所名	グアテマラ調整員事務所	記入年月日	平成8年9月30日
------	-------------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貸事務所の見解を以下に記述願います。

<貸事務所見解>

「協力隊事業体系点検」の大項目1.事業の将来展望にあるように、「技術協力、ボランティア事業、青年教育のバランス」に大きく関わってくる問題と認識している。以下、この3つのポイントに分けて見解を述べる。

1. 技術協力

隊員の年齢制限が20~39才と幅があるため、経験豊富は隊員もいけば社会経験のない隊員の参加があるのは、周知の通りである。この幅は、ボランティア事業を一方で掲げている本事業の特色であり、矛盾した点である。隊員の意識としては、技術協力は重きを置きたがるが、これは技術を伝える語学力・本人の熱意（ボランティア性に通じる）と密接な関係があり、日本での経験が豊富であれば良いだけの問題ではない。米國APCは、ボランティア性に非常に重きを置いていたため、比較として協力隊はより専門性を持っていると重要な評価ポイントとなっている。ところが、技術の高さを隊員は元気に、ボランティア性が低く決して良い活動には結びついていないのが難しい点である。

しかし、協力隊の（APCに比べて）専門性の高さは大きな武器である。勤務形態もよいため中継は技術レベルは高い。

2. ボランティア事業

充足時その点に重きを置いた事業として始まったのであろう。しかし、この30年間の歩みは、技術協力の視点を取りこんで来た歴史と見る。日本の若者のボランティア性の欠如（全体として）は、社会的・宗教観的 根本問題であり、現実的にはさらにボランティア性を強めていくのは非常に難しい。

しかし、だからこそ政府事業の1つとして源泉にまでボランティア事業を中心にして、再出発するのかもしれない選択である。

3. 青年教育

各隊員にとっては青年の貴重な経験であるが、その経験を受け入れる日本の社会構造（特に就職問題）がどうなのかは大きな問題である。結論として、現場に居る現状では隊員のボランティア性の低さを感じる。しかし、技術レベルを落とす事はできない。将来的には、シニア専門家という位置づけが必要ではないかと思う。その場合、十分手当の支給が不可欠となる。

貴事務所見解調査表

事務所名	ジャマイカ	事務所	記入年月日	平成8年9月26日
------	-------	-----	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

当国の現状として所得と物価のアンバランスが上げられる。食費、日用品、交通費等が所得に対してかなり高く、特に食費については、食材、外食共に高い生活と圧迫していることは事実である。また現地の人々はその中から税金、住宅費、教育費等を支払わなければならない訳で、どのようにやりくりしているか不思議であるが、アメリカ、イギリスなどで働いている家族（現人口とほぼ同数が海外に出ているという統計がある）からの送りに頼っている人が相当数いるものと思われる。一般的に人々の生活水準は高い。一方、隊員の生活調査を見ると、個人によってばらつきがあるが、中には嗜好品や通信連絡費が食費を上回っている隊員もいる。比率の偏りが見られる。国際電話や嗜好品が食費を圧迫しているのは、民衆指向の観点からすれば、すぐにはいか精神的安定のために必要に思っている。しかし手当の範囲内でやりくりしている隊員もいるし、他の外国機関でも、もっと低いペースのところもあることと考えると、やっていけない訳ではなく、あとは隊員個人の価値感による。最近の傾向として、手当の範囲内で何とかやっていこうと考えるには、安易に日本の家族に物を送る代わりに、クレジットカードを使い、という隊員が増えていることは事実である。しかし、心身の健康を保つための生活水準がなければ十分な活動はできないという意見もあるが、では何を以てそれを、判断材料は何かという問題である。手当を含めて自己管理とすること、隊員自身であったとしても、列には並べられない。豊かさは日本と後にして、ある程度過酷な状況も覚悟してのことと考えると、2年間与えられた条件でやっていくことと重要な本質になり得るはずである。

今後は物価の上昇を注意深く見守りながら、隊員本来の生活状況を考慮して、実生活に合った手当をさくつていくこと。

事務所見解調査表

事務所名	JICAメキシコ事務所	記入年月日	平成8年 9月30日
------	-------------	-------	------------

(事務所見解)

当国は、地方の山間部では先住民を中心として極貧生活を送る住民が存在する一方で、首都圏は先進国と変わらない景観で、中産階層から富裕な生活をおくる住民の層が厚い。このような地域格差が存在するなかで、19名の協力隊員と13名の青年ボランティアが活動している。

隊員は全員が地方の小都市と農村部に居住しており、生活手当に関しては、隊員の多くは同僚の給与水準より高く、「健康と安全」の確保にかかる費用を勘案しても、生活関連調査のデータからも、「地域住民と一体となって」活動する精神を体現していくうえで、現行の水準で概ね妥当であるといえる。これを基準に毎年の物価変動に合わせて改定すれば、適正な支給額を設定することができる。今後とも、地方の貧困地帯の住民の生活改善に協力していく方針を堅持していき、首都圏に隊員を派遣しないのであれば、この方法を続けて問題はない。

一方、青年の多くは首都および地方の中都市で活動しており、現行の支給額が、民間企業の初任給に満たないことや、比較的裕福な層である日系人社会の中で活動することを勘案すれば、必ずしも充分とはいえない面もある。また、日本とほとんど変わりのない便利な生活環境の中で、青年のボランティア活動が同僚の生活水準以下のつましい消費生活をするのが必須ではない以上、生活関連調査のデータに見られる不足額についての原因と対策を検討することが必要であろう。

ただし、このことは必ずしも現行の支給額を単に増額すれば解決する問題であるとは考えていない。例えば、自主的に西語学校に通っている青年が教養費の不足を訴える例が目立つ。また、日本への長距離電話の金額が多い。これらに関して、訓練の充実がひとつの解決策にはならないだろうか。それは、語学力の充実を目指すのはもちろんのこと、特に派遣前訓練でボランティア精神を涵養し、また長期間家族と遠く離れて生活する覚悟があるかどうか見極めるための選考の一環として、また本人にとっても参加の最終決定をする期間として機能させることができれば、ある意味では解決されるのではないだろうか。

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	ニカラグア調整員	事務所	記入年月日	平成8年	9月	17日
------	----------	-----	-------	------	----	-----

<調査内容>

協力隊の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

現在は、現行の生活手当で過不足なしと判断する。全隊員の月平均出費は現行のUS\$420を下回っているが、一部の隊員（特に首都隊員または教育に携わる隊員）が指摘するように、配属先上司や同僚たちとの交際など、業務上発生する交際費やそれから派生する出費は、その善し悪しは別として、彼、彼女らの活動を見る限り、止む得ないものと思う。

しかし、今後の当事務所の生活手当についての見解を問われれば、上の意見とは、違った答えになる。

今回の調査結果からもわかるように、一般民衆の平均給与はUS\$100~US\$200となっている。調査表にも記述しておいたが、この給与はあくまでも全体の平均であり、いわゆるピンからキリまでの給与が含まれている。例えば、確かな資料が手に入らないため、現地職員の以前の職場の給与や、彼の同僚などの話ではあるが、隊員と同レベルの学歴で中間管理職にいる人々は隊員の現地生活費と同等の収入を得ているということである。一方、ニカラグアの保税加工区域の工場労働者は月200コルドバ（US\$25）の収入しかなく、その上何人もの子供を抱えているという場合も多々ある。

そこで問題になるのは、「一般大衆」、「草の根活動」の定義ではなかるうか。あるいは我々が、どのクラス（階級）の人々と共に活動するのが問題になってくるのではと思う。現在の状況では、隊員たちは、中流クラス以上の人々の中に配属され、安全対策上当然のことではあるが、中流クラス以上の家庭に住んでいる。しばしば日本人はクラス意識に疎いといわれるが、ニカラグアは、他の途上国同様、クラス意識が強く、上下での（親密な）付き合いは見られない。こういった状況にも関わらず、隊員は協力隊基本理念に掲げられている言葉を期待される。現場で働く隊員たちにとっては、少々難しいことであると思われる。また、派遣前に描いていた協力隊のイメージ（アフリカ等）からかけ離れた状況に置かれ、そのギャップに悩んでいる隊員も少なくない。すなわち、協力隊は誰を対象に活動をしているのかということが派遣される隊員に明確に伝わっていないのではと思う。もしくは基本理念そのものが日本的な考え方であり、他の文化圏では通用しないのではなかるうか。

協力隊発足30周年の今、海外手当の改定を語る前に、もう一度協力隊の存在意義を考えたいべきではなかるうか。

貸事務所見解調査表

事務所名	JICA パナマ 事務所	記入年月日	平成8年 9月 25日
------	--------------	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貸事務所の見解を以下に記述願います。

<貸事務所見解>

現地生活費 設定に関して、協力隊基本理念と「寛くゆるい」現状維持で十分と考える。

しかし、隊員生活の現実には、身のしほやを整え、食べたい物を食べ、息がつかし、友人や家族らとの連絡は国際電話と打用し... JICA 実態である。近年 4人に各種カード、T/C の使用が目立ち、海外手当の設定された意味は「いやら」で、決して支給金額内でやりくりする、という感覚は影をいれられている。当然 首都と地方では違いますが、首都では、これらが如実に現れる。

パナマ国では、ビスコの活動が展開されているが調査では、250%で十分という結果が出ている。(ビスコの活動現場は農村地域に限られている)

この点から現状維持と考える。

今後 基準として定めれば、一 地方か、首都か。同僚レベルを以ておぼしめるか、30位に引き上げか、物価上昇率をどう反映するか、等課題は多い。個人有国の場合他は米の消費量と異なり経済構造を以てあり、通貨が米ドルという点もあり、首都パナマの生活は米国の生活レベルに近いものがあり、首都隊員が海外手当を以てして生活の余裕が確保できると見られる。

貴事務所見解調査表

事務所名	パラグアイ	事務所	記入年月日	平成8年 9 月 24 日
------	-------	-----	-------	---------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

当国の協力隊員の現行手当額はUS\$360であり、今年行なった生活調査の結果からはほぼ妥当と思われるが、同僚の月給は手当を上回るケースも多い。

また、調査表にもある「現地の一般民衆の生活基準」をどの辺に引いたらよいかという声も数多く聞かれた。

現実の隊員生活であるが、ほとんどの隊員が日本から食料品をはじめとする物資を送ってもらっており、日本から持参した金銭やカードを使用しており、海外手当のみで生活し、さらに任国外研修旅行を実施する際もその費用を海外手当より充当しうとある隊員は皆無に近いと思われる。

隊員着任時に、事務所から海外手当の趣旨および民衆指向についてあらかじめ説明および指導しているが、基本的に個人の所有物であるため、カードや、持参した金銭の使用状況を調査、禁止できない。

しかし、ノウハウ方法で地域住民と乖離しない程度の快適さを得ているようである。

都市部においては多少の出費がかかるとは思われるが、海外手当で都市部と地方部に格差を付けるには、隊員の感情などを考慮することも必要である。

しかし、都市部の住居費が高騰しており、また安全確保も考えると、現行の住居手当額では隊員の自己負担分がかかっているため、住居手当で都市部と地方部に格差を設けている点でバランスをとりたい。

当事務所としては、現行一律上限US\$100-のところ、都市部上限US\$150-、地方部上限US\$100-に改正願いたい。

その他、当国においては、資機材の調査や隊員同士の手配などの理由、（公私のグリーン）による隊員の上京の回数が多く、一件が邦貨100円前後の交通費請求申請も含め毎月数十件にのぼり、事務処理量が極めて多い。

可能ならば事務所が承認する隊員出張旅費以外については、海外手当のほかに隊員活動支援のための交通費として一律US\$20-程度を計上（上乗せ）できれば、事務処理も大幅に軽減でき効率的であると思われる。

今後従来の年1回の調査をもとに、生活費の設定、改定を決定する方法がいいと思われる。

以上。

## 事務所見解調査表

ヘルー事務所

平成8年10月16日

### <事務所見解>

現在、政府のインフレ対策が効を奏し、年間のインフレ率は約11%と、他の中南米諸国と比較しても安定しているといえます。構造調整政策に伴う行政改革で大幅な公務員の人員削減が進められていますが、給料は低額のまま据え置かれており特に低職位の警察、教員の給料では家族を養うことはままならず、家族総出でアルバイトに精を出してどうか家計を賄っているのが現状です。

現在の手当は1991年の緊急避難直前の手当280米ドルのまま改訂されておらず、これは1990年に315米ドルより減額改訂されたものです。

しかしながら、物価も高値安定を続けており、現状の280米ドルでは健康な生活を維持することが困難であると考えます。

例えば、家庭もしくは食堂と契約して3食を採る「ペンション」という習慣がありますが、首都リマにあっては朝晩2食のみで一月150米ドル、地方都市でも3食で一月150米ドルあたりが最低料金です。また、大衆食堂で食せる「日変わり定食（通常リストの中で一番安い料理でもある）」も1～2米ドルが相場です。

食費だけでもこのような状況ですから、日用品や毎日の最低限の交通費などを考えますと手当の大幅な総額改訂が必要であろうと考えます。



貴事務所見解調査表

事務所名	JOCVセントルシア事務所	記入年月日	平成8年9月13日
------	---------------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

1. 協力隊基本理念とは言い換えれば『隊員の資質及び隊員派遣事業の望むべき姿、方向性であり、理想である』。現地の事務所は常に『現実、現状』に直面している。
2. そうした中で現地事務所が取るべき方策は『理想と現実』のバランスをどの様な状態に保つかであろう。  
つまり、理想ばかりに偏ると精神論的なものばかりが先行し、現実から遊離した状況を隊員に強いる事となる。  
また、現実及び現状ばかりを重視すると、理念、理想から遠のくばかりでなく、事業の中身が本末転倒の状況になってしまう。
3. そこで、本件『隊員の現地生活手当』について現地事務所はどの様な見解を持つべきであろうか。  
昔の言葉で『農民は生かさず殺さず』というものがあつた。これは江戸幕府が基本的に当時の農民に強いた政策であつた。  
誤解を避けるためにこの言葉について付け加えると、何も隊員をそのような状況に置く事が良いといっているわけではない。つまり『隊員は生かさず殺さず』という事ではない。
4. そこで、具体的に調査項目にあつた『光熱費』と『教養費』について、幅を持たせた予算措置を取って頂きたいと思う。つまりこの2項目について『予算を削る方向』ではなく、むしろ『予算をふくらませる方向』で対処して頂きたい。  
その理由はまず『光熱費』について言及すると、「隊員は現地住民と同じ様に飲食できない。現地住民は生水でも罹患しないが隊員は下痢を伴った種々の病を生じる。それを避けるためには、常時、飲食物に熱を過さなければならず、そうした意味でのガス代、電気代つまり光熱費はむしろ奨励すべき項目である」  
次に『教養費』であるが、その理由は「隊員は隊員活動を通して初めて個人の自覚を持つ人が多い。つまり組織の中で組織の立場として発言する事も重要であるが、個人の考え方に裏付けされた意見を持ち、配属先の同僚や現地住民と接し堂々としかも冷静かつ自信を持って持論を述べる事に一般の日本人は不慣れである。隊員は着任当初にこうした個の自覚の必要性に迫られる場合が多い。つまり隊員個人として経験ばかりでなく種々の書籍から学ばなければならない事は膨大にあると、隊員として赴任して初めて自覚するのである。この点が他ボランティア組織であるAPC及びVSOの隊員と最も異なる点でもある」

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	トンガ王国調整員	事務所	記入年月日	平成8年 9月 27日
------	----------	-----	-------	-------------

<調査内容>

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

<ボランテア><民衆指向>等、基本理念に鑑みて、現行現地生活手当の支給額との整合性はある。トンガ社会において協力隊員が目立って浪費（いわゆるケドモ、金持ちとして浮いた存在には決して居ない。むしろ同僚からは、お金がないことを知っているため、食事をごらそうにすることがある。

現行の現地生活手当で、通常の生活を営むことはできるが、隊員が放蕩を身につけ、もう少し栄養のある食事をすることも望むならば、また職場の同僚との給与を比較しても格段に低く、大卒5年目の給与と比べたならばはるかに低いことから、今後も事務所が増額を希望することは充分考えられる。

当然、協力隊基本理念及び現地の生活レベルとの整合性は未だあるべきである。したがって、今後も現地生活費の調査は継続すべきであり、それに基づいた現地事務所の見解を尊重していただきたい。

事務所見解調査表

事務所名	ソロモン諸島国調整員事務所	記入年月日	平成 8年 9月 20日
------	---------------	-------	--------------

( 事務所見解 )

民衆の中での活動が協力隊の理念であるとするならば、当国における協力隊活動はまさに理念通りである。

地方教師隊員は、生徒と同じ学校敷地内に居住しその学期が終了するまで生徒と同じ生活を余儀なくされる。村落開発普及員においてはさらに劣悪な住環境での生活である。その上ソロモンは稀に見るマラリア汚染地域あり健康管理上でも一時たりとも気が抜けない。換言すれば首都ホニアラ在住の一般民衆よりも遥かに劣悪な環境の中での活動と言うことができる。また首都隊員にしても政府より手配されている住居は政府職員用の1DKフラットであり、民衆の中の一室で生活をしている。

一方現実の生活を考慮すると、その質においては一般民衆とはやや乖離していることは否めない。ソロモンにおける基本的な食事内容は、芋類か炊飯米の上にスープをかけたものである。スープの中身は、ヌードル（インスタントラーメン）と野菜（かぼちゃの葉・トロロアオイの葉等）若しくは缶詰めのマグロ赤身のオイル漬けと野菜である。但し、一家10人でラーメン一袋と野菜一握りか缶詰め一缶というのが標準的である。学校の寄宿舎の食事になるとさらにひどく生徒50名あたりにラーメン一袋のみのスープとなることも珍しいことではない。隊員が同様な食事を摂取し続けたとすれば健康管理面からの問題発生は必然である。当然のこととして隊員は、当国民衆とは違う食生活を送ることとなる。それは肉・肉製品であったり魚であったりするものであるが人々の収入から見れば毎日口に入るものではない。

現行の現地生活手当は、事務所試算とほぼ差違はなく支給額に問題はないものと思慮される。また対米ドル為替レートの下落により国内の物価上昇率がそのまま隊員の生活に反映するとは考えられない。当然のことであるが確立された外貨獲得システムを持ち得ない当国の通貨は年々下落していき物価は上昇していくが、それについては一般民衆も同様であって隊員のみが物価上昇にスライドさせた生活手当の更改を受けることが良いとは思われない。但し、当国政府職員の昇給に応じて数年間に一度の更改は必要になると思慮する。

生活関連調査のその他の項目の中で多くの隊員が挙げているダイビングについてであるが、確かに当国の民衆にすれば高価な娯楽であり機材を見たこともない人々も多いはずである。ダイビングに掛る費用を生活手当からの支出とすることは手当の性格にはなじまないとしても、生活が厳しく娯楽も少ないソロモンにおいて隊員の精神的な面での健康管理手段ともなっているダイビングへの支出を以て手当の支給額が過多であるとは事務所としては考えるものではない。

ダイビング = 健康管理 云々の  
 心持は分かるが、この  
 支給額を上げて生活をupと見せ  
 ことは、協力隊の趣旨、目的を失ふと考えられる。

以上

貴事務所見解調査表

事務所名	ミクロネシア連邦調整員事務所	記入年月日	平成8年9月17日
------	----------------	-------	-----------

<調査内容>

協力隊の現地生活費設定・改訂に関し、協力隊基本理念と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

<貴事務所見解>

1. 生活関連調査の精度の向上

1) 現地生活費に関する事務局、事務所、隊員的意思統一

協力隊基本理念が様々に拡大解釈でき明確性を失っている。また、理念が現実に即さない派遣国、地域があり、そのことにより現地生活費の設定・改訂についても統一見解が取れていないように感じる。例として現職参加者の給与補填による弊害。滞在費の設定根拠(民衆指向でありながら滞在費の設定を同国の27歳大学卒程度としていること)。隊員の住居の基準。現地指向と安全性とのすりあわせ。

2) 隊員からの収集データの信ぴょう性

生活関連調査の結果が間接的に現地滞在費に反映されるとわかっていれば記入されるデータに意思が働く可能性が高いと思われる。現状をきちんと把握するデータ収集の手法の確立が必要である。

3) 調査者の意思統一

上記2)と同様の意味で各国の調査担当者または事務所の主観的意見が隊員生活費試算内訳等の調査に強く反映する可能性もある。そのことを避けるために調査者の意思統一が必要である。

4) 調査方法の見直し

調査者の意思の働きにくいようなマーケットバスケット方式等を採用し、隊員からの収集データと対比するする方法を採用する。

調査を外部団体に依頼し、チェック・アンド・バランスの機能を高める。



## 貴事務所見解調査表

事務所名	ア-マール	事務所	記入年月日	平成8年9月26日
------	-------	-----	-------	-----------

## &lt;調査内容&gt;

協力隊員の現地生活費設定・改定に関し、協力隊基本理念（隊員ハンドブック総論1-1、1-2項）と現実の隊員生活、現行現地生活手当の支給額との整合性及び今後どのようにしていくべきか等について貴事務所の見解を以下に記述願います。

## &lt;貴事務所見解&gt;

現在隊員は \$700US\$ 支給されているが、他のボランティア団体（オーストラリア AIA, UNV）とくらべて1割ほど少ない額である。また、国家公務員、教員の一般的な給与よりも少ない額である。（隊員生活関係調査1.2参照）  
隊員の生活費設定に関し、主に3つの観点から見ている（他にもあるが皆別添の現地生活費決定に係る基本的な考えと同じである）

この3点は特にア-マールの特有の事情と基本である。

① 隊員が健康に活動するために、バランスのとれた食事が必要であること。113ゆる安価なジャンクフードがア-マールにあるが、ローカルフードは輸入品よりも高くなっている。少なくともローカルフードが食卓にのぼるよう考える。

② 精神衛生

長さ30マイル、幅0.5マイルの島に生活しており、娯楽もマリスポーツ（非常に高い）ぐらいしかない所に生活している。

少なくともある程度の嗜好品が置えること。

③ 小学校教員以外、全員、外国人ボランティア及び外国人と肩を並べて働いている。協力活動進行上、社会的に指導者（名士）としての立場を堅持することからである。

現在隊員は、ア-マール隊員の海外手当が協力隊派遣国の中でも高いとの認識を持ち、現在の手当でもっと大きく努力をしようとしている。ハムとウナギもよく作り食費をかなり減らしている。今後、やはり物価上昇は注目していくべきであると思う。

## 事務所見解調査表

事務所名：ブルガリア事務所

記入年月日：1996年10月1日

### 〈事務所見解〉

#### 1. 協力隊基本理念と現実の隊員生活

当国民の平均的給与の実体が月額80ドル程度と思われる現状からして、隊員の現実の生活（現行の海外手月額は、340ドル）は協力隊の基本理念である民衆指向から遊離していることは否めない。

「隊員生活関連調査」結果を踏まえて、各出費項目について以下に検討してみたい。

注意すべきは、現下の生活環境の実態は、当国通貨レヴァ（L.v.）が年頭の\$1=L.v.70から最近はL.v.240と価値は3分の1に下落し、経済は混乱の極みにあ、極めて特殊な時期に当たる。

当国人の平均給与はL.v.6,000と見られていることから、ドル・ベースで表示すれば、現在は25ドルに過ぎず、隊員の現行海外手当340ドルの約13分の1に相当する。

目下、我々外国人からすれば、当国人はこの苦境をどのようにして乗り切っているのだろうか、暴動は起こらないだろうか、とそのことが絶えず話題になる。最近では当地の市街で物乞いをする老人の姿も多く散見されるようになった。

上記のような低給料でも持ち堪えている背景には、共稼ぎが一般的であること、また副収入があり、さらには貨幣を介さない物・物交換をしたり、別荘で野菜等を栽培したりして自給的な生活基盤があるためと見られている。

従って、上記のように平均給与がドル・ベースでは25ドルであっても生活実体を表したものとはいいがたい。

海外手当を算定する場合、実際には上述のような背景も総合的に考えて、月額平均所得の100ドルを若干割る程度の80ドル前後と捉えた方が、実体に近いと判断している。

### 1) 衣服費

当国の場合、気候・風土は日本と大差はなく衣服は、基本的には日本から持参するもので間に合う。

調査結果で隊員によっては多額を計上しているのは、日本出発時に準備を怠ったか、あるいは服装に異常に凝る場合が多い。

従って、1ヶ月に80ドルも衣服に計上している隊員がいるが、実体から遊離していることは明白である。

ただ、当国人が着用するような民族性豊かな服を購入し着用したり、あるいは消耗度の激しい靴下の類(たぐい)を購入するのは自然であると思われるし、その点、考慮すべきと思う。

調査結果の平均値は26.76ドルであるが、衣服に異常に高い出費をしている上位5人を除くと、月額平均値は19.35ドルとなり、従って、月に20ドルも計上すれば十分と思われる。ただし、日本出発時に持参すれば、毎月の支出額は10程度でもよいと思われるので、最低10～最高20ドルで計上する。

10～20ドル

### 2) 食費

食費の調査結果では、隊員一人当たりの月額が37.50から270ドルと7倍の開きがあるが、何れも特殊または極端であると思われる。

270ドルも食費に充当しているのは、やはり当国の現状から遙かに遊離しているのは否めない。

但し、スポーツ隊員は体力維持のためにも平均的な食費を上回ることはやむを得ないと思われるが、それは後述の「その他」の項目でカバーすればよい。

しかし、隊員活動を無事に行うには健康は何よりも優先するし、この項目は全隊員の平均値106.14ドルに近い100ドルを計上する。

全隊員平均 106.14ドル→100ドル

### 3) 住居費

不要

0

### 4) 光熱費

基本的には不要であるが、下記の若干額を計上する。



5ドル

5) 日用品代

これも隊員によって開きがあるが、全隊員の平均値(16.84ドル)に近い額を計上する。

15ドル

6) 嗜好品代

これも上記5)と同様に調査結果の平均値(13.81ドル)に近い額を計上する。

15ドル

7) 備人費

これは全く不要。

8) 交通費

調査結果の平均値(15.29ドル)に近い額を計上する。

15ドル

9) 通信費

この調査結果も隊員によって大きなばらつきがあり、全隊員30名の平均額は37.80ドルである。家族(妻)を残してきたり、その他特別な事情があり日本との電話を頻繁にかけられる隊員は100ドルを越える出費となっている。出費の多い方の隊員4人を差し引いて26人の平均値を出すと27.18ドルとなる。従って、この平均値に近い額を下記計上する。

25ドル

10) 交際費

平均額は5.99ドルである。5ドル計上する。

5ドル

11) 教養費

この項目は出費が異常に高い3隊員を除く27人の平均値(14.82ドル)に近い額を計上する。

15ドル

12) その他

この項目は、隊員によって大きなばらつきがある。最も出費の多い隊員は当国人の平均給与の2倍近い137ドルを出費している。出費の多い上位5人を除いた25人の平均値は22.76ドルとなるが、それに近い額を下記計上する。

25ドル

従って、上記各項目を加算すると総計230～240ドルとなる。

2. 現行現地生活手当支給額との整合性

現行の当国の生活手当は340ドルであり、上述のとおり生活手当の各項目を積み上げた総計240ドルを大幅に上回っていると考ええる。

3. 今後どのようにしていくべきか

30周年を契機として、抜本的な見直しを計るのであれば、当然なこととして協力隊の理念に沿って民衆指向に限りなく近い手当を設定する必要がある。

その場合、海外手当は当国人の現在の実体的な平均的な給与を勘案して設定すべきではあるが、隊員には当国人とは異なる特殊事情があることもある程度考慮に入れる必要もまた認める。

例えば、日本の家族等との電話連絡を含む通信費は必要と考えるし、当国を理解するための交通費、交際費等は必要になる。

海外手当の改訂に当たっては急激な変更はもとより好ましくないので、2段階で（当国としては）第一段階で280ドル程度に引き下げ（280ドルは全隊員の目下の平均値にも合致する）、その後、第二段階として230ドル程度に引き下げること検討すればよいと考える。

(以上)

## 隊員の海外手当に関する生活関連調査の事務所見解について

(別添4)

ポーランドは、最近OECDに加盟しており、また、2000年を目標にEUやNATOに加盟すべく法整備を含め準備中である。

市場経済に移行して既に数年が経過しているが、経済成長率も改善の方向に向かっており、今後外国からの投資により更に活発化することが見込まれている。

他方、急激な発展に伴い、物価の高騰が続いており、年率20%以上のインフレが市民生活に少なからず影響を及ぼしている。当国は地理的に見てもヨーロッパであり、文化的にも周辺国のそれと遜色なく、インフラ面においても整備された国である。

このような国で協力隊活動を行うには、自ずから他の途上国とは異なる条件下におかれていること。それが故に、隊員の取り組み方にもより一層の工夫が求められることになるが、生活面においては、好むと好まざるにかかわらず、文化的な生活を余儀なくされることになる。

特に、ポーランドは東欧の中でも北方にあり、冬季間の寒さは厳しいものがある。従って、厳冬期の防寒対策は不可欠となるが、この面での出費を考慮する必要があると考えている。

以上





